

天

7 発鳥農共組第 7 6 4 号  
令和 8 年 3 月 2 7 日

公 告

鳥取県農業共済組合  
組合長理事 榎本 武利



令和 8 年 4 月 1 日以後に共済責任が開始する共済関係に係る家畜共済の共済掛金率等について、組合事業規程第 6 7 条第 2 項に基づき、別紙のとおり公告する。

なお、危険段階別の組合員負担共済掛金率等の内容については、組合ホームページでの閲覧とする。